

# 建設水道常任委員会会議録

平成14年9月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中川 靖広           ○浅井 正八           小野 隆雄  
吉川 勝義

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
都市建設部長	鍵田 徳光	建設課長	堤 和雄
建設課長補佐	今西 弘至	同課長補佐	川端 伸和
観光産業課長	杉本 正二	同課長補佐	辻本 邦好
同課長補佐	佃田 眞規		
都市整備課長	藤本 宗司	同課長補佐	永井 克育
同課長補佐	井上 貴至	同課長補佐	藤川 岳志
上下水道部長	辻 善次	上水道課長	御宮知恒夫
同課長補佐	佐藤 滋生	同課長補佐	井上 究
下水道課長	田口 好夫	下水道課長補佐	谷口 裕司

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
全委員出席ですので、ただ今より建設水道常任委員会を開会いたします。  
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 （ あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、浅井委員、小野委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります、ここで休憩を取りまして、第1浄水場の現地視察を先に行ないたいと思います。質疑等につきましては、あらためて各課報告事項の中でお受けしたいと思います。  
それでは暫時休憩いたします。（午前9時01分）

委員長 再開いたします。（午前10時00分）  
はじめに、本会議より付託を受けました案件から審査することとします。  
議案第37号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）  
全国平均に比べ給水原価の高い企業体に対し、企業債の支払い利息を減らし、水道料金を抑制する目的である借換債が許可されたことに伴い、補正をお願いするものであります。  
収入の部で企業債につきまして5,180万円、支出の部で企業債償還金5,210万円の増額をお願いするものであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 この企業債の借換によってどれだけの金利が安くなるのか。

上下水道課長 当初借入が7.2%でございましたので、今回は2.1%くらいになると思います。

小野委員 具体的に幾らぐらいの額になりますか。

上下水道部長 全体で1500万円ほど減になると見込んでおります。

小野委員 5180万円返して、1500万金利が助かる・・・。今高金利のものはどれだけ残っていますか。

上下水道部長 この高料金対策、7%以上のものが約2億ほどあります。そのうちの5000万が対象となったということで、今後こういう措置があれば利用していきたいと考えています。それと全体的に旧の利息であれば2000万円ほどなりますが、今回の借換債で700万程度になります。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)については、当委員会として、満場一致で原案どおり可決するものといたします。  
次に、議案第38号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事者の説明を求めま

す。

下水道課  
長

(議案書朗読、説明)

この工事は法隆寺の西大門から富之里までの工事で、文化財に隣接することから推進工法で施工するものであります。

1. 契約の対象 斑鳩町公共下水道事業第15処理分区第22工区  
-1工事 工事番号公共6号

2. 契約方法 指名競争入札 13者によるもの

3. 契約金額 7623万円

4. 契約の相手方 所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北1丁目1  
4-15

会社名 株式会社青山組

代表者 代表取締役 青山昇司

委員町

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員

工期はいつまでですか。それと、出来たら工事場所の位置図をつけていただけたらありがたいです。今後考えていただきたい。

下水道課  
長

議決後ということで平成15年2月12日ということであります。  
位置図の方は今後そういう形で対応していきたいと思えます。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号 平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結については、当委員会として、

満場一致で原案どおり可決するものいたします。

続きまして、継続審査について審査することと致します。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

下水道課  
長

継続審査であります公共下水道事業に関する事について、まず始めに、流域下水道事業の8月末時点の進捗状況であります。吉川議員より、竜田川幹線管渠工事の全体についての進捗状況の説明を求められておりますので、資料1の最後のページをご覧ください。

(図面により説明)

次に、町の公共下水道の進捗状況についてであります。6月議会で請負契約について議決を頂いたコーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は、掘削工事に先立つ地下埋設物の調査として、NTT・大阪ガス・県営水道・上水道課との現地立会を行い、この場所は特に交通のふくそうする交差点という状況から交通等への支障を考えより安全を期す為に企業ごとの調査と致しました。この調査により各埋設管周辺の施工方法、そしてその保護方法等の検討に日数を要した事から11月1日の工期を11月22日までに変更した所であります。

次に、服部2丁目の公共2号・3号・4号は、それぞれ約20%の進捗率であります。

次に、歴史的環境整備街路事業であります西里垣内南側の東西線である公共5号については、約5%の進捗率であります。

次に、下水道使用料と加入負担金についてであります。8月の委員会において、ご指摘を頂きました件について、資料を提出しています。それでは資料1について説明致します。先ず始めの、「広域7町の繰入金状況」については、平成12年度の決算を参考に作成しています。まず、収益的収支は、企業会計において企業の経営活動から生じる収支で、収入では、下水道使用料金及び一般会計繰入金などあります。支出としては、維持管理費や地方債利子などあります。又、資本的収支は、収入では、国庫補助金・地方債・一般会計からの繰入金・

加入負担金などであり、支出では、建設改良費・地方債の元金償還金等であります。表では、一般会計繰入金合計額と、決算額を網がけしています。また、決算額に対する繰入金及び建設改良費の割合と、年度末起債償還残高、事業開始年度、供用開始年度、普及率を表示しています。

次に、広域7町の下水道使用料金の状況についてであります。各々の、下水道使用料金と、参考料金として、各使用量における料金を表わしています。王寺町については、10立方mまでは、800円・11立方m以上は、1立方m当たり100円となっております。

又、受益者負担金及び加入負担金について、三郷町は、住民登録の日が平成4年4月までは、消費税を含んで10万5千円で、平成4年4月以後は、21万円となっております。

次に、2ページ・3ページの公共下水道事業特別会計収支見通しであります。下水道使用料金は、どちらも120円であります。加入負担金は、10万円と16万円と算定しています。2ページの10万円をご覧ください、17年度の1の収益的収支では、カツコ3の収支差引を0とした時の他会計繰入金 一般会計からの繰入金 網掛けしている部分であります。1億5337万5千円となります。その下の2資本的収支であります。カツコ3の収支差引を名目の千円とした時、一般会計からの繰入金同じく網掛けしている部分であります。2億3427万9千円となります。これにより、一般会計繰入金は合計で、3億8765万4千円となります。又、下の欄には、参考として、決算額に対する建設改良費及び、一般会計繰り入れ額を比率で表わしています。次の、加入負担金16万円についても、同じように表わしていますので、宜しくご参照ください。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 広域7町の下水道使用料金の状況ということで、既に供用開始されている王寺、河合、上牧、受益者負担金・加入負担金の状況という欄が空欄になっていますが、それはどういうことであるのか。また供用

開始されていない平群町、安堵町の状況も分かれば教えてほしい。

下水道課長 今おっしゃられている供用開始している中で、王寺町、河合町、上牧町が空欄とさせていただいているのは、受益者負担金・加入負担金等の分が制定されていないということでございます。

それと生駒郡の現在の状況ということですが、三郷町はここに書かせていただいておりますが、平群、安堵につきましては、下水道関係として郡の協議会等を持っておりますので、その中で現実的に言いますと当町の方が割と進んでいるということで、私の方で今案として出させている分を情報交換としてやっていきたいという状況です。

小野委員 平群町の供用開始は斑鳩町より遅くなるかなと思いますが、安堵町は斑鳩町より先に供用開始出来るのかなと、そしたら安堵町はそれらのことをどれくらいの金額でしておられるのか、もしその協議会でそういう話があるのかどうか。斑鳩町は今年度に条例制定を目指していますが、安堵町はまだ供用開始が17年だからそこまでいっていないということなのか。

下水道課長 地形的に斑鳩町より早い供用開始が出来る状況の部分でありますけれど、斑鳩町と同じ状況であるというふうに理解しています。

小野委員 そしたら条例制定のことは下水道の担当課からも議会に対してのそういう交渉もしておられない状況だと考えてよろしいのですか。

下水道課長 そういう状況と考えています。

委員長 三郷町が昭和55年に供用開始で普及率が36.7%、上牧町は平成3年で80.2%、なぜこれくらいの差が出ているのか。普及しや

すいような取り組みを上牧町はしているのか、その辺解っていたら教えてください。

上下水道  
部長 河合町、王寺町、上牧町は流域で今現在これをされています。三郷町は個々の浄化センターを持っていますので、地域が決まっておりますので、全町を対称とした普及になっていないということです。

小野委員 使用料120円と試算されているのですが、今まで供用開始されておられる7町の他町に比べれば2割から5割くらい近く高くなっていくのかなと、参考料金として20立米とか25立米、これが一般的な家庭の今までの使用量、そのような考えでいけば、斑鳩町の120円というのはかなり高いという感覚を与えると思うのですが、この120円の算定価格を出してもらっていますが、どうしてもこの120円でいくのかなということで疑問に思うのですが、それを再度お伺いたいと思う。

下水道課  
長 供用開始年度が王寺町が平成5年、上牧町平成3年という関係がありますが、使用料の内から県の方に維持管理負担金ということで支出が必要になってまいります。県の方へ負担する維持管理費も金額について検討されていることでもありますし、17年に供用開始ということになってくるとその辺の動きもある程度考慮しながら定めていく必要があるのではないかとということでさせていただいております。県下の使用料の状況の中で3町ほど説明させていただいておりますけれど、そこと同じ金額にしたいという考え方で進めさせていただいております。

小野委員 供用開始が遅れたから高くなるという話はちょっと合点行きにくいのです。それと県下で120円と同じような所があるというのは前に説明を受けておりますけれど、やはり何事も近隣の町のことを住民は比較されると思うのです。まして水道料金に掛かってくる分、斑鳩町



はなぜこんなに高くなるのかということをよく言われるものですか  
ら。そこらなぜ近隣また他の王寺河合上牧とかと同じに出来ないのか  
と、その中の水道料金のベースが高いのかなと思うのです。だけどそ  
れにしても県水がほとんどの上牧町、それらがある程度影響してく  
ているのかなと、やはり近隣の町で比較検討していただきたいと思う。  
何回も言ってますけれど、加入負担金の提案されている10万円とい  
うことも聞いておりますし、それらについても王寺河合上牧はゼロだ  
ったと、そして三郷町については平成4年4月以前の住民登録されて  
いる方10万、だけどそれ以後転入された住民の方には今までの資産  
としての20万、倍を取っておられる。それはそれでいいのかなと思  
うのですが、これも斑鳩町では流域の方へ繋いでいくと、ポンプアッ  
プしなければいけないように三郷町は聞いていますけれど、そこら  
のことで再度改められるのかなと思うのです。たとえば今の三郷町中  
で流域に繋ぐときにはそれが見直される可能性は十分にあると思うの  
です。これは町の浄化センターを設置して、町の公共下水道を供用す  
るための受益者負担金か分担金で住民から徴収された金額で補って  
いく。流域への接続については見直しがあるのだろうと思っています。  
そしたら斑鳩町が設定される金額というのはものすごく他町へ及ぼす  
影響力は大きいと思う。それは10万円というのはある程度仕方がな  
いと私は思っているのですが、あまりにも使用料については120円  
というのはいち少し考慮できないのかなと思うのですが、それらに  
ついては12月議会に条例も上程されると聞いているのですが、それら  
については議論する余地があるのかなのかどうですか。

上下水道  
部長

三郷町の加入負担金10万円については、公共下水道が入ったとし  
ても本来下水道条例で決まっておりますので、恐らく改定しないとい  
うことを聞いております。ただ平成4年4月以降の入居について対応  
をどうされるのか解りませんが、基本的には条例で定めているとお  
り変わらないと思います。

ただ使用料につきましては、県下で下市町、橿原市の金額というこ

とで、本来計算しますと1200円くらい掛かると前回説明させていただきました。それが本来の姿の数字だということで、それを幾らにするかというのはなかなか難しいことはありますが、今後の負担をしていただきたいということで、加入負担金と使用料をこのようにさせていただきました。使用料を100円にしますと、今後の財政基盤の中で一般会計の持ち出しが必要ということになりますので、数字的にはいろいろありますが、ただ最終的には一般会計の持ち出しがどれくらいになるかということで、我々としては十分精査しながらさせていただいております。今現在王寺町でも平成14年では3億4000万ほどの繰入金がありますが、14年度予算ではその起債が5億くらいかかってくるということで、ほとんどが一般財源で償還しなければならない状況で、町としてもそれらを進めながら、検討しながらさせていただきたいということでご理解を願いたいと思います。

小野委員 何度も繰り返すようで悪いのですが、なぜ条例を14年度中に決めなければならないのかと、17年しか供用開始が出来ないのです。だからなぜそういう金額を決めた条例を決定しておかなければ行けないのか、私は未だに疑問なのです。出来れば14年度に条例を制定しようとしたけれど、先延ばしということではなくて、もう少し議論をしてやることは私はベターだと思いますし、それらについて前にも助役からも答弁をもらって理解しているのですが、再考できないかということでもう一度答弁をお願いします。

助 役 この条例制定の問題なのですが、先般も申し上げましたように、やはり14年度中に条例制定をしておいていただき、そして17年の3月31日以後の供用開始に向けて2年間あるわけでございます。この2年間において住民に説明していくという機会も持ちたいと思います。従いまして、平成14年度内に条例を制定したいということと、先ほども議長の質疑の中にもございましたが、議会の改選が来年ということもございます。現議員さんによってきちっとした形で条例制定

を行っていただきたいと思います。

議長がおっしゃることも良く理解するのですが、住民の説明には相当時間を掛けてやらなければいけない点もございます。また工事における説明の中でも使用料等の説明をしていくということがあるわけでもございまして、その期間が長く取りたいということでもあります。

それと先ほどもおっしゃっています120円の使用料、そして加入負担金10万円というものにつきましては、辻部長が説明しているわけですが、王寺、上牧、河合町地域は第2浄化センターということで、流域地域も違いますし、維持管理費とかまた工事に掛かった費用、起債の償還等を含め、供用開始が遅れるほど社会状況等も違ってまいります。そういうこと全体を含めて換算すると共に、平成36年度までの試算による一般会計の繰出金は約4億程度が限度であり、こうしたこと全てを考えて試算すれば、使用料120円、加入負担金の10万円が町としては適切な単価であるこのように考えています。そういうことをご理解を願いたいと思います。

小野委員 住民周知については、その話を出されるのでしたら平成5年度から条例を制定しようということではじき出した8万円ですか、その数字が歩いているのです。それで供用開始が遅れ、社会情勢によりという言葉は一般の方には分からないと思うのです。議員である私らは分かるのですこれらの資料を見せてもらったら、だからそこらを配慮してもらえないかと、そして来年の春には私らは選挙ということで住民の審判を受けるのです。それを14年度中にしといたら議会がこれだけの値段が上がったことを最終チェックしたのかと、それらの配慮をしてもらいたいと。それが先ほど言ったように16年度から供用開始が可能ならいたしかたないと思うのです。17年度からしか開始が出来ないのです。だから改選後の議会で議決されてもいいのではないかと、それを私は言っているのです。だからそこらの点を配慮してもらおうのが議会に対するある程度の思いやりではないのかなと思うのです。

助 役 議長のおっしゃることも私はよく理解します。平成5年に一応条例制定をしていこうという動きがあったわけです。そう中での流れで、条例を制定しなかったということに対して、公共下水道がだんだん進捗しているという中での料金の制定についての質問があるということでございます。そういうことを含めまして当町としては早く制定していきたいと考えております。そういうことで十分にご理解を願いたいと思います。

吉川委員 小野委員には失礼になるかも分からないのですが、私は前にももらった資料で17年に供用開始していくということでスケジュールを見て、17年まで供用開始をしようと思ったら、この順序でやらないといけないということで、このスケジュールについては委員会としては了解しているのではないかと思います。その意思統一だけしておかないと。これを延ばせというのならそれで審議がまた変わってくると思うのです。そこらの意思統一だけきちんとさせてもらいたいと思う。

委員長 暫時休憩します。（午前10時45分）

委員長 再開いたします。（午前10時55分）

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

建設課長 工事の進捗状況についてであります。本会議初日町長からご説明申し上げました内容からはあまり状況の変化はございませんが、本体工事につきましては9月3日に住居棟の杭打ちが完了したところであり、現在は基礎及び地中梁の型枠組立を行なっているところであ

りまして、10月上旬には基礎及び地中梁のコンクリート打設に入る予定であります。本日付けの進捗率につきましては本体工事が8%で、電気設備工事については12%、エレベーターにつきましては1%あります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 実は今新しく建設されているところはある程度取り組みをしておられると思うのですが、今迄の追手、あるいは長田の集合住宅については当時からもいろいろご相談があったと思うのですが、階段だけしかできないというのは、エレベーターの設置ということが盛んにその要望もありますし、この前の一般質問の中でも中川委員長から質問があった通りで、公開抽選を基本としてしまっているし、その時に長田のところでは抽選に何回も来られて、また足に不自由のある方は1階の募集があつて始めてそれに参加できるんだと、2階3階しか空いていなかったら募集にすら行かれないんだということも聞いてますし、何とか改造できないのか。それと30戸を建設した時に新たに19戸を募集された時に、そういう人が当たった場合にどうするんだという質問をしたら、話し合ってもらって1階の人と代わってもらうとか、新たに入ってもらう人はそういうことも可能だと、記憶ではそういう方がおられたかと言ったら、当たった方にはおられなかったという回答だったと思います。

今空き屋を募集して行く中で、そういう方はある程度限定されると思います。また中川委員長が質問した中で連続辞退者が出たのはどういうことかと、そういう中でも正確な調査でないのですが、当たられた方の中で障害がでるような病気にその後かかれて、1階ではないのでどうしても辞退せざるを得なかったようなこともあるかもしれないし、だからそれらについて今後の募集についてもう少し工夫も二工夫もするべきだと思う。今の出来てある長田にエレベーターを付けるのは難しいのですが、それは全体に付けようとしたら大改造になり

ますが、せめてある1つの3階まで上がるようにしたら、またそういう人が入居しやすいような状況が増えてくるのではないかと思います。それらについて今町営住宅の建て替えということをしていくのですが、今後できた町営住宅をそういうように運用していくことでの計画は全然しないのかどのように考えておられますか。

町 長

この関係については過日の一般質問でもございましたように、これは難しい問題であることは事実です。当初は町営住宅入居審査委員会がされていますけれども、そこでいろいろ入居される難度、障害者の関係等についても、民生委員の推薦とかいろいろな関係でやってきて、そういう関係で優先度1、2ということやってきた。しかし中にはそういうことをやっても、申請の時に書類を書くけれども、いや違うということもございましたから、抽選ということになった。それで皆さんいろいろ言われたから公開抽選という形をとった。結局こういう審査会がありますから、障害者の関係になってまいりますと、それで公開抽選ということになってきたらなかなか難しい問題も出てくると思います。そうした入居基準がどうかということもあろうかと思います。そこらを整理しないと難しい問題があろうと思いますので、この問題については今公開抽選をやっていますけれど、15年度中か、新しい目安北町営住宅ができる中で、そういうものをもう一度考えられるのか、そこらを整理をして、また委員会にお示して皆さん方に納得いただけたならそういう形にもっていったいいと思います。

これもなかなか難しい問題で、やっぱり入りたい人は困窮度が高いわけですから、それを公開抽選してあたらなかったら何遍も、中川議員が言いましたように最低3回4回抽選したら、その方を上位ランクしていくというようなことも、恐らく奈良県のどこかでやっているかわかりませんが、そこらの実態を研究をしていって、一度整理をして委員会にお示ししてやって行きたいと思います。

小野委員

審査委員会の委員として入らせていただいた時も、困窮度というこ

とで実態調査をもう1回やってくれというようなことで来たのですが、臭気とか騒音というのは個人差がありますので、審査会が除外するという訳にもいかないし、後は収入の問題です。収入の問題はみんな限度内にあって申請されている状態だということになったら、これも困窮度をはかるわけにもいかない。せめて公営住宅法の中でも証明性がないというのは分かるのですが、困窮度でされているということですが、今の時代にできればそういうものを十分加味できるような進め方を事務局としてもやってもらえばいいと思う。

また、既に建てられている町営住宅についてもある程度の改良を計画的にやっていってもらいたいと思う。

浅井委員 あその排水は下に以前新家から流れている水路がありますが、どちらの方へ流されるか聞きたいと思います。

建設課長 雨水については今申されました水路を通じて西側の道路にある水路につなげまして、それから南へ下りまして第3団地の自治会のある道の方に流れて行きます。もう1点の家庭排水の関係ですが、これにつきましては施設で浄化槽をつくりまして、そこから三代川の方へ直接放流するという形です。

浅井委員 北側の水路についてはあまり勾配がないと思うのですが、やはり上へ指しこむということはないですか。

建設課長 浅井委員ご指摘の水路につきましては、以前から周辺の方からもそういった関係について、特に水の流れが悪いというご指摘がありました。それについては我々も以前から調査をしてきました。その内容につきましては特に農業用水という形で上の方は利用されています。しかし新家地域の農水の関係については排水という形で利用されています。そういった農地としての用排水という位置付けで、今現在特にこの6月の露の田植え時分から9月に関しましては農水としての利用も

ございますので、そういった関係で堰も設けておられる関係もございます。その関係で水位が上がるということがあります。ただしそういった関係で地元からそういう臭気の問題もございまして、農水の関係につきましては地元の自治会の方に申し入れを行いまして、期間的に可能な限り水を定期的に落とすような形でお願いもしてきました。状況としてはこういう形になっています。

委員長            これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

続いて、各課所管に関することについて報告を受けてまいります。初めに、（１）道路５ヵ年計画の進捗についての報告を求めます。

建設課長            （資料２により説明）

委員長            報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

浅井委員            地元の調整用地交渉については、大変難しいと思いますがこれから努力していただいて１日でも早くできるようにお願いしておきます。

吉川委員            １１年から１５年に計画された１０路線について、平成１１年度以前に計画を持っておられた路線は何年から入っているのか教えてください。

それともう１点、１４年度ももう半ばして後１年というのにこれだけ残っているわけです。現実的には全部出るのは不可能だと思うのですが、仮に町が計画してみんな了解取れたとします。それは１５年度で予算を組んでもらえるのかどうか。

町 長            後の関係について、仮に全てが了解を得られるということで、１５年度予算的にどうかということですが、地元から絶対にやってほしい



という意欲を示していただくということの中で、我々としてはやっぱり予算的に確保して行きたいと思います。

建設課長　今現在この10路線の中でいつからされているのかということでもありますけれども、現在私の持っている資料の中ですけれども、平成5年から7年の時点の資料を見ますと、1番の町道205号線は平成8年から10年までの3か年で計画した路線、11番の北庄線ではありますが、これについては平成5年から7年の3か年の時に計画したものです。12番の龍田南線、これも5年から7年の3か年であります。7番の町道417号線ですが、これは平成8年からの計画路線という形で示されております。

吉川委員　せめて11年以前に計画されているものは他にありますか。

建設課長　この各それぞれ5か年なり3か年で計画してきました。またその中で事業がどうしてもできない地域につきましては中止をしているところもございますし、また中止しているという状況にあります。ですから11年以前になりますと、先ほど報告が漏れております、9番の町道152号線につきましても平成5年からの計画路線となっております。

委員がもうされている内容につきましては、11年以前からということで番号で報告させていただきます。1番、7番、9番、10番、11番が11年以前から計画されたものでございます。

吉川委員　12番を例にとっても努力していただいていることは分かるのですが、5年から計画して今用地交渉に行っている。もう10年間になる。それやったら計画に載せないほうがいいのではないかと。大変やと思う。それよりも現実味のある路線を挙げてきてやってもらおうと。今度計画をされる時はある程度地元の意見を聞いて、やれるかやれないかある程度見とおしのついたものから計画を挙げてこられる方がいいと思

う。今後16年に計画していかれる中では考えてもらいと思う。

小野委員 先日の決算委員会で同僚委員が言っておられたのは11番だと思うのですが、これの説明で、地形的にも起伏があつて難しいという説明の後に代表者が辞退されて代わりの人が出してほしいということで、地元からは窓口が閉ざされたというように理解したのですが、これやったら今吉川委員がおっしゃったように、これは中断ですよ。窓口がないのですやろ。これ中断と書いて報告してもらった方がすっきりすると思うのですが。吉川委員がおっしゃったとおりです。いつまでも引きずっていくというのは行政に対する不信にもつながる恐れがあると思うのです。ですからできないものはできないということをはっきりしてもらった方が私らも説明しやすいように思いますので、その点よろしくをお願いします。

委員長 次に、(2)斑鳩の里ふるさと秋祭りについての報告を求めます。

観光産業  
課長 (資料3により説明)

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 日時とか場所を書いていただくようお願いしておきます。  
それから龍田3地区の太鼓台、それから自治会関係の太鼓台の自治会名分かりますか。

観光産業  
課長 自治会関係につきましては、昭和町、興留2丁目自治会、そして龍田地区の太鼓台につきましては、北部祭り実行委員会、そして青年団、それと龍田東部の3地区でございます。

吉川委員 北部というのはどこになるのですか。

観光産業課長 自治会としましては、高塚町、北庄、峨瀬の地区で構成されております。

吉川委員 私も昨日聞いただけなのですが、その太鼓台仮り押さえをされているようですが、これはいけるのですか。

観光産業課長 先日太鼓台等運営部会の席にも来ていただいておりますが、そういった話は伺っておりません。

吉川委員 一度よく調べて対応をしていただきたいと思いますと思う。

小野委員 北部祭り実行委員会ですか、この構成の中に入っておられると思うのですが、峨瀬自治会との訴訟の中で町としたら、北部祭り実行委員会は元々あった実行委員会と別の組織ということで認識されているのですかどうですか、その辺は全然タッチしておられないのですか。

町長 町としてはタッチしておりません。

小野委員 私もある程度関わりを持っているのですが、仮処分の話もあって、被告は北部祭り実行委員会になるわけですが、それに対して龍田の祭りの間だけでも休戦してくれとそういう話をしたのですが、仮処分ということで原告側は言っているのですが、その北部祭り実行委員会はメンバー、設立がまったく違う団体が出来ているので、その辺いきさつはいろいろあると思いますが、仮処分が打ってあっても太鼓台は出せることは出せるようなのです。町としてもしっかりと認識しながら構成委員に呼んでもらうとしてもらった方がギクシャクしたものにならないのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 次に、第1浄水場整備について報告を求めます。

上水道課長 前回の時に報告申し上げた通りでございますが、今日の視察のなかで説明のありました、生物接触ろ過地、活性炭ろ過地、電気・機械設備関係の動作確認をのチェックを行い、高度浄水方法による新浄水方法の試運転に移行しているわけです。現在生物接触ろ過池において水道水として適合する水質になるように生物の準用を行っている最中であり、生物の準用期間としては2、3か月を予定しております。今後については水道水として適合する水質になれば保健所の手続きを得た後、新施設から給水開始を始め、旧施設の撤去と天日乾燥等、残りの施設の整備に取りかかる予定をしております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 施設については見せてもらって結構なんですけど、敷地の関係なんですけど約3900㎡あるということなんですけど、境界の杭が打たれているのを確認されているのか。それから各施設の補償年数はどれくらいになるのか教えていただきたい。

上水道課長 1点目の境界でございますが、現在竹藪の所には境界の杭を打っておりますので、今度の整備の時にもう一度確認したいと思います。  
メーカーの補償については2年の補償があります。

吉川委員 境界の杭が打っているということなんですけど、よく工事をやられると抜いたまま放ってあるところが見受けられますので、絶対にやっってもらえるようお願いしたいと思います。  
ポンプが5、6年行けるのに補償が2年しかないというのはそれでよろしいのですか。

上下水道部長 一応施設全体の補償が2年ということで、ポンプは5年持ちますけれどもその時のポンプの状態にもよりますし、その補償の程度によっ

て業者に交渉をしていく必要があると考えています。

小野委員 敷地の境界に打ってあるという状態なのですが、ただ単に打ってあるのかきちっと立会して図面に落としてあるのかということと、以前中川委員長から話があったと思いますが、最終的には施設を危機管理のために柵そういうものを計画されていると思いますが、飲料水ですのでそれらのきちっと警戒の確認もして、そういう保安上のことも当然考えていると思いますが、それらをどのように考えているかももう一度説明をお願いします。

上水道課 境界の件でございますが、もう一度確認して参りたいと思います。  
長 それから防犯についてであります、一応センサー等を検討しているところでございます。

委員長 以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。  
次に、その他について、委員さんから要請のありました違反広告物についての理事者の説明を求めます。

都市整備 (資料4により説明)  
課長

委員長 各委員から何か意見質疑等があればお受けいたします。

吉川委員 3月13日の委員会でこの処理要綱をいただいているわけですが、その3点目に、定期的にパトロールを行いということを謳っております。これは定期的に月に何回くらいやっておられるのか、その時も関西電力とかNTTとかと協力してやっていくということですが、今までどういう協力要請をされて処置をされたのかお聞かせください。

それとパトロールの報告者は今までに何件くらいあるのか、それか

ら苦情処理帳これも幾らくらいあるのか。それから違反広告物の自主撤去、今ここに挙げてもらっているのは先ほど説明いただいたようにシルバーへ委託した分とか、町でやった分とか、奈良国道事務所で実施してもらった分ですけれども、自主的に一応解っている分についてはこっちで取るのではなく、相手に撤去してもらわなければならない。そういうことで申し入れをされて撤去されたところは何件あるのか。

都市整備  
課長

パトロールを月何回実施しているのかということでございますけれども、町の職員が随時に回った中、また外に出た中で確認した中で報告等がなされています。そうした中でシルバーへ委託をいたしまして、月2回はそういう作業も実施していただいているということでございます。それと関電等の協力ということでございますが、町の違反広告物の中で9月10日の大和路違反広告物クリーンキャンペーン、ここに参加人数が関係機関含まれていないということで書かせていただいておりますが、これに参加いたしましたのは、斑鳩町管内で集合して実施いたしましたのは、奈良県広告技術塗装業協同組合、そして郡山土木事務所、県の道路維持課、そしてNTT、県の風致保全課ということでございます。そういうことについて県、そして関係機関と協力して一斉にクリーンキャンペーンを実施するというものについて今後も続けていきたいということでございます。

そして今ご指摘をいただきました違反広告物の自主撤去の関係の資料について持参をしておりますので、直接ご報告させていただきたいと思っておりますのでご了承お願いしたいと思います。

吉川委員

ここに定期的にパトロールを行いということをお願いしておりますから、やはり実行してもらわないといけません。いつも申し上げておりますように町が率先してやることによって、また住民の方に協力が要請できると思うのです。

町道の管理についても道路パトロールをやっております。どういうパトロールをしているのか、環境対策課もそうです。やっぱり見た物

はちゃんと処理できる、その代わりまた2, 3日でもそれに対する処理が出来ると思うのです。

先日も自治会のことでありますが、環境対策課にお願いしにしているのです。家主さんに行っても刈ってくれないわけです。今度道造りがあるから、その時刈ろうかと申し合わせしているのです。しかしそれを処理するのがかなんのです。そういう場合に町から町道からはみ出ていますよと、切ってくださいと頼んでくれたらいいけれど、やはり地元でなんとかしようと思ってやっても、草刈りでもその後処理することぐらいは町でやってあげてほしいのです。今後各パトロールをしていただいていることについてもっと真剣に取り組んでいただくように要望しておきます。

それともう1点、安堵斑鳩王寺線の16mの計画道路があります。今度昭和団地のところ管理用道路3mつくる。その3mはその16m計画道路の時はどうなるのか教えてください。

都市整備課長 今現在計画幅入れさせてもらっているわけですが、河川管理者と協議の中で中心杭等を決めさせてもらって幅を決めていくということになろうかと思えます。

委員長 暫時休憩します。(午後0時10分)

委員長 再開いたします。(午後0時19分)  
その他委員さんより何かございますか。

小野委員 2つだけお願いします。町道に下水を入れている場合の協議の仕方ですが、この前話しておりましたが、その後どういう話になっているのか。水道部長からはある程度のことを聞いたのですが、肝心の町道管理者の建設課らは何も話がありません。その点どのように考えておられるのか。

それと先日の決算委員会で、委員から農業倉庫の無断転用というこ

とで、何かわからないのですが、同じように通報すべきだという要望をしておられるのですが、その時に担当課長は、どれくらい無断転用されているものが斑鳩町にあるのかと、農業倉庫の目的以外に転用しておられるということの件数だと思うのですが、斑鳩町は6件ということで言っておられますが、以前私が他の件で、農用地の倉庫の物件でいろいろ話して、58年当時に物件がありました。これも噂で申し訳ないのですが、この農業倉庫も何か他の目的で使っておられるようなことも聞いているのですが、担当課としてはそういうことも件数の中にカウントされているのか、カウントしていないがその物件について調査しておられるのか、そのことをお聞きしたいと思う。

建設課長　　そういった路線については、当時底地整理については当課でやっていますので、そういった分については路線のそういう問題があれば、その方に対して寄付をいただくというのが前提にありますので、そういった交渉も合わせて、同じく進めてまいりたいと考えております。

小野委員　　進めてまいりたいというのではない。進めてないんやろ、残っているやろ、何回も指摘しているところがあるし、この機会を捕まえて交渉に行っているのか。それらのことで、どの場所ですかというくらい聞きに来てくれたらいい。自分とこ1回も聞きに来ないで、委員会では進めたいと言っている。そういうことをやってもらってたらなんにも言わない。放ったらかしにしてあるから言っている。この際それをはっきり言ってもらわないといけない。いい機会でしょう。もう1回答弁してください。

建設課長　　今ご指摘いただいている関係につきまして、我々も十分資料を見る中で確認もし、もう一度そういった情報を集取して道路整備に努めていきたいと思えます。

小野委員　　これは何年か前に特命の参事を設置した時に、その時の参事さんが



1年間かけてピックアップしておられる。それがなぜその時に対処してないか、じっと待っている。何かあったら行くのかなと思っていたら、まだ行っていない。今言っているタンゴ道のところでも1回も行っていないはずです。バイパスの分筆の時にもこういう土地があるということ言っているわけです。代替用地の分筆の時にこういう土地があるから行かなあかんでということ言っているのに行ってない。今また下水で測量するのに底地についてはどうしているのか。当然下水道課では町道管理者とは協議している。だけど町道の管理者は何号線やからオーケーを出している。その底地はまったく知らないのです。そんな状態なのです。それらを計画的に所有権移転なり整備をしていかなかったら、いろいろな問題が起きる。もつと計画を持って路線ごとにやるという答弁を既にもらっている。それを放ったらかしになっているから、そこらをしっかりとやってほしいと思います。

観光産業課長 前回の時に目的外使用ということの中で、件数確かに6件と記憶しているという答弁をさせていただきました中に、今おっしゃっていただいている58年当時の物件はその6件の中にはカウントされておられません。

小野委員 この議員さんはどのような意味で決算委員会でそういう質問をされたのか、何か無断転用を行政としては公平に指導すべきという話なんです。是非ともその物件も調べてもらって、やはり公平に通報すべきだと、私はこのように思います。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査案件申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては先進地視察申入書のとおり手続きをとっていただけるようお取りはからいをお願いいたします。

以上、本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 ( あいさつ )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

(午後0時29分)